

地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 3 期中期計画の変更に関する認可について

総務省が策定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえて、「第 3 期中期目標」に位置づけた、新たな目標を達成するため、「第 3 期中期計画」の変更を行う。

1 計画の変更の認可

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の「第 3 期中期計画」の変更について、地方独立行政法人法の規定に基づき、議会の議決を経て、知事が認可する。

2 主な変更内容

(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

- ・急性期 4 8 床を回復期 4 8 床に転換し、「地域包括ケア病棟」を開設
- ・地域包括ケアシステムの深化に向けた指標の設定

【在宅復帰・病床機能連携率】令和 6 年度目標値 92.1% (令和 3 年度実績値 90.8%)

(2) 新興感染症の感染拡大時等への対策

- ・新興感染症に対応したリバーシブル構造とする「地域包括ケア病棟」の整備
- ・感染症に対応する個室を設けた「救急総合診療センター(仮称)」の整備
- ・「感染管理認定看護師」等の計画的な養成による、更なる感染症対応能力の向上

(3) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・附属看護学校を持つ強みを生かした「臨床研修看護師制度」の創設
- ・「チーム医療」、「タスクシフト・タスクシェア」の推進

(4) 経営の効率化

- ・県立病院や「全国共同購入組織」との共同購入の推進

【診療材料対修正医業収益比率】令和 6 年度目標値 9.8% 以下 (令和 3 年度実績値 10.2%)

- ・修正医業に係る収支比率の目標設定

【修正医業収支比率】令和 6 年度目標値 91.2% 以上 (令和 3 年度実績値 86.4%)

(5) デジタル化への対応

- ・救急医療等への「医療DXの推進」や「各種情報システムの活用」による医療の質の向上、経営の効率化、働き方改革などの取組の充実・強化
- ・情報セキュリティ対策の徹底等による「医療継続体制」の確立

3 中期計画の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 (4 年間) ※変更なし